



50代直撃! 「現給保障」廃止だと累計100万円減額!

許されない! 人事委員会勧告無視の県教委

県総務部財政課は言う「県人事委員会勧告は尊重されるべき」

民間との格差七五〇円なのに 県教委 1年遅れで改定

本年度の県人事委員会勧告は、民間給与との格差が七五〇円、0.19%ある実態に基づいて、それを解消するために賃金月額を引き上げること

を求めています。県教委は11月の段階で「人勧は見送る」との提示を行いました

が、その後の交渉により「平成24年4月から給料表を改定」とするところまで前進させました。しかし、平成23年度

の人勧は平成23年4月にさかのぼって差額を支給するのが道理です。1年遅れの「改定」は、賃金削減に他なりません。

そもそも人事委員会勧告制度は、私たち公務員が、憲法に保障された労働基本権について一部制約を受けていることを受けて、代償措置として設けられたものです。県の機関である教育委員会が「勧告」を無視したり、操

H24.1.13 県教委教職員課

給与改定等について(提示)

- 1 平成23年度の人事委員会勧告の取り扱いについて給料表の改定については、平成24年4月1日から人事委員会勧告した給料表に改める※1こととした
- 2 給与構造改革における経過措置額※2の取り扱いについて給与構造改革における経過措置額については、国や他県の動向を考慮しながら平成24年度以降の取り扱いについて引き続き話し合っていく。※3

※1 H23.11.17「(給料表改定は)見送ることとした」から一歩前進だが、H23年度の勧告であるにも関わらず1年先送りの提示。

※2 「経過措置額」……いわゆる「現給保障」のこと。政府の公務員給与構造改革で、平成18年3月の賃金に比べ、同年4月の賃金が低い公務員に対して、同年3月の賃金を保障する措置。急激な賃金減額を緩和するために、それまでの賃金水準を維持するもの。主に50代以降が対象で、愛知県の場合、教職員の3人に1人が「現給保障」の対象となっている。

※3 愛知県と同様のプラス勧告がなされた岡山県では、国に準ずることなく月例給800円、ボーナス0.075月アップとされた。国に追随する必然性がないことは明らか。

根拠は「税収不足」の?

県教委は、給与改定を実施しない根拠に「税収減による財源不足」総額1800億円を挙げています。しかし、県総務部財政課の説明によると、次の4点が明らかになっています。

- ① 県税収入ははじめ今年度の税収見込みがハッキリするのは1月になってからであること。
- ② 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)のうち、金額的に大きいのは公



債費であること。

- ③ 人件費は賃金削減により平成19年以来下がってきていること。
- ④ 不用額執行停止の積算は2月にならないうちハッキリしないこと。

(財政支出でどれだけ節約できたかまだわからない)

つまり、県教委は財源のあるなしに関わらず、根拠もなく私たち教職員の給与を減らすことを企んでいるのです。

50代を直撃 現給保障廃止 100万円減って年金も減る?

もう一つ、断じて見過ごせないのが「現給保障」の廃止の問題です。現在の措置を受けているのは、愛知県の場合一般行政職が15.8%であるのに対し、小中学校教員が31.7%と約2倍です。教職員の3人に1人、50代のほとんどがこの対象となっています。国家公務員では教員はごく少数であり、愛知県の公務員の構成とは違います。愛知県人事委員会の勧告は無視するくせに、実情が異なる国家公務員への

人事院勧告には準じようとする。県教委の考え方は、とにかく何でもイイから教職員の賃金を削減する方向を向いているということでしょう。

現給保障が廃止されると、現在の対象となっている50代の人は、平均月額1万1500円(県教委試算)賃金が減ります。年額で18万3千円、60歳まで累計すると100万円を優に超えるのは確実です。

さらにこの削減額は、年金支給額にも影響するので、まさに一生の問題です。

国に追随しない他県を見よ 道理ある交渉の成果

愛教労をはじめ県関係労組は、重なる交渉を通じて、岡山県のように独自の判断をする例もあることを示し、「国に準ずる」というのは、賃金削減の理由にならないことを明らかにしてきました。今後も県の言うように「話し合い」を通じて、正当な賃金を勝ち取っていきます。

職場の印刷機を使ったら、なんと「特定の大学を卒業した人たちの新年親睦会」の案内が出てきた。明らかに勤務時間中に職場の印刷機、用紙を使ったものだ。しかもこの行為自体がまずいのではないかと……でもそういうのって、労働組合じゃないから、許可されているのかな。北海道あたりでは、勤務時間内に組合活動をして大問題になっている。職場の長に許可を得たのかしら。もうそういうのは止めませんか。組合活動は、厳しく咎められるのに、任意団体である同窓会、教職員会といった類の活動を勤務中にするのは、しなくてもすむことを黙々と続けていくので、多忙化にますます拍車がかかっているのではないだろうか▼大村知事が税収減について話しているニュースをたまたま見ていた。その後職場でも人件費削減の呼びかけ分が配られた。予算が千八百億円ほど足りないという。本当に不足しているのかも分からず、こんなに多忙な教員に「しわ寄せがくるのは割り切れない。人件費をこれ以上、上げられないのはわかる。給与の不足を勤務時間で調整するのなら、勤務時間を減らし、仕事内容を思い切つて削減したいものだ▼やはり、他の公務員より割増した分を元に戻してもらいたい。教員も労働者なのだから。」



職場の印刷機を使ったら、なんと「特定の大学を卒業した人たちの新年親睦会」の案内が出てきた。明らかに勤務時間中に職場の印刷機、用紙を使ったものだ。しかもこの行為自体がまずいのではないかと……でもそういうのって、労働組合じゃないから、許可されているのかな。北海道あたりでは、勤務時間内に組合活動をして大問題になっている。職場の長に許可を得たのかしら。もうそういうのは止めませんか。組合活動は、厳しく咎められるのに、任意団体である同窓会、教職員会といった類の活動を勤務中にするのは、しなくてもすむことを黙々と続けていくので、多忙化にますます拍車がかかっているのではないだろうか▼大村知事が税収減について話しているニュースをたまたま見ていた。その後職場でも人件費削減の呼びかけ分が配られた。予算が千八百億円ほど足りないという。本当に不足しているのかも分からず、こんなに多忙な教員に「しわ寄せがくるのは割り切れない。人件費をこれ以上、上げられないのはわかる。給与の不足を勤務時間で調整するのなら、勤務時間を減らし、仕事内容を思い切つて削減したいものだ▼やはり、他の公務員より割増した分を元に戻してもらいたい。教員も労働者なのだから。」

北から南から ~支部だより~

先日、県の校長会との交渉が行われた。交渉に先立ち、情報公開で校長会役員の勤務校の出退勤記録などのデータをまとめたところ、大半は90%以上の提出率で、特に知多地方は、良識的な対応が見られた。知教労の最近の取り組みの成果である。一点突破ではなく、面として(知多全体あるいは市町全体)取り組んできたのが、よかったのではないかとつくづく思う。

30年前、組合の代議員・分会長に選ばれば、職場の労働環境は大きく変わると信じていた。でも、給食民営化の動きには、無力だった。大府市で給食の自校方式を続けることができたのは、幸運以外の何ものでもなかった。民営化反対の民意が他の市町よりほんの少しだけ大きかったのだと思う。

物言う組合を作り、知多地方の小中学校教職員に対して全員郵送で大きく宣伝し、知多のスタンダード(標準)を上げたのは、私たち知教労の組合員とOBの方々の奮闘の成果である。年明けに、我が支部では、新入組合員も交え、食事会(新年会)を行った。気持ちを新たにしたい大事な時間でした。(M)



職場の印刷機を使ったら、なんと「特定の大学を卒業した人たちの新年親睦会」の案内が出てきた。明らかに勤務時間中に職場の印刷機、用紙を使ったものだ。しかもこの行為自体がまずいのではないかと……でもそういうのって、労働組合じゃないから、許可されているのかな。北海道あたりでは、勤務時間内に組合活動をして大問題になっている。職場の長に許可を得たのかしら。もうそういうのは止めませんか。組合活動は、厳しく咎められるのに、任意団体である同窓会、教職員会といった類の活動を勤務中にするのは、しなくてもすむことを黙々と続けていくので、多忙化にますます拍車がかかっているのではないだろうか▼大村知事が税収減について話しているニュースをたまたま見ていた。その後職場でも人件費削減の呼びかけ分が配られた。予算が千八百億円ほど足りないという。本当に不足しているのかも分からず、こんなに多忙な教員に「しわ寄せがくるのは割り切れない。人件費をこれ以上、上げられないのはわかる。給与の不足を勤務時間で調整するのなら、勤務時間を減らし、仕事内容を思い切つて削減したいものだ▼やはり、他の公務員より割増した分を元に戻してもらいたい。教員も労働者なのだから。」

データで見る『教員の実態』第22回

『67% 対 71%』

新指導要領先行実施中の2010年1月、東京都教委は「土曜授業は月2回を上限とし、保護者や地域住民への公開が条件」という通知を出しました。今年度は97%以上の学校で土曜授業が実施され、毎月行っている学校も小中とも3割を超えています。また、京都市でも10年度は、ほぼすべての小中学校で地域ボランティアが土曜学習を行っており、ほぼ毎週実施している学校もあります。栃木県も月2回を認めています。さいたま市は昨年4月から年1回は必ず実施することになっています。土曜授業を実施する自治体は増えてきています。

ところで、横浜市が昨年1月に実施したアンケートで、保護者と教員とで土曜授業に対する意識が大きくかけ離れていることがわかりました。

保護者は土曜授業を「実施した方がよい」が約69.6%で、その理由として一番多かったのは、「平日の6校時を土曜日に振り分け、子どもや教員の平日の負担を減らせるから」でした。そのうち「月2回以上」が45.3%あり、「実施しない方がよい」は28.3%でした。

それに対して、教員の方は「実施しない方がよい」が70.5%でした。「月2回以上」の土曜授業をという意見は11.0%でした。その理由としては「子どもや教員の負担になるから」が一番でした。

また、gooリサーチと毎日新聞が行った2010年1月の調査では98.9%が土曜授業を希望しています。

昨年から小学校で、今年の4月からは中学校で新学習指導要領が本格実施されます。小学校の先生は体感しているように、教材をこなすのが精一杯になりました。新指導要領が本格実施されて今後取りこぼしが増えてくると、土曜授業の圧力が増してくるでしょう。安易に実施されれば今の教員数のままでは、17年連続で増加している教員の休職者が更に増えていくのは火を見るよりも明らかです。

国語単元「調べて発表しよう」+「総合的な学習の時間」で学習を価値あるものに…4年生の実践

一調査・発表の手順・方法を学んでも、発表したくなるような中身がなければつまらない

国語での「話す・聞く」を中心とした単元。教材名は「だれもがかかわり合えるように」。以下は教科書の示す学習の流れです。

- ①資料(点字に関する文章)を読み、自分の課題をもつ。
…もっと知りたいことや確かめたいことを出し合って決める。
- ②課題について調べ、まとめる。
…カードをつかった記録や、分類・整理の方法を知る。
- ③発表する・発表を聞く。

この方法は最終的にとても有効でした。しかし4年生の子ども達が、4ページの教材文を読んだぐらいで、「だれもがかかわり合えるように」することの大切さや問題意識をもつことができるのでしょうか。そもそも、身体に障がいのある人のことをどれぐらい知っているのでしょうか。時間をかけて学習する以上は(一応国語だけで15時間完了)中身のあるものにしたい。そこで「総合的な学習の時間」を結びつけることにしました。

総合の単元名は「だれとでもかかわり合う(障がいのある人と)」です。国語の教材文を読み、学習の見通しをもたせたところで「総合」も始めました。図書資料で調べることもしましたが、子ども達に2つの大きな出会いを用意できたことが学習にぐっと深みを与えました。

一つ目は、視覚障がいのあるAさんとの出会いです。Aさんは箏(こと)の先生です。私は以前よりAさんのことを存じてはいましたが、言葉を交わしたこともなく、この学習のために学校に来ていただくことを依頼するのに、相当な勇気がいりました。でも、結果は快諾です。Aさんの箏演奏と子ども達の箏体験、そしてたくさんの質問に答えていただきました。箏の曲を覚えるための努力や目が見えないことによる生活上

§ § § 知ってるつもい・Q&A § § §

==== 職場の組合掲示板はOK? ====

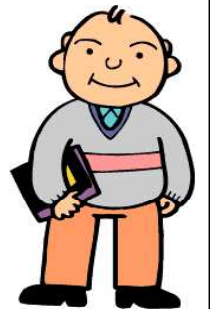
Q 私の勤務する学校には、職員室の一角に愛教祖傘下の組合の掲示板があります。知教労の掲示板も設置したいのですが、管理職に申し入れをすれば可能なのでしょう。

A 少し固い法律の話になります。労働組合法では、第7条3号で、使用者(企業側)が労働組合に対して経費援助や便宜供与を行うことを禁止しています。労働組合は使用者の援助なしに運営するのが原則であり、使用者が労働組合に便宜供与を行うことは労働組合の自主性を損なうおそれが強いからです。

その中で例外として「最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。」と定められています。組合事務所の場所は与えてもよいということです。職場内に労働組合の掲示板を設置できることは、こうした場所的供与を受けることを否定していないという法的な根拠があります。

そこで、今回のように職場に複数の労働組合があり、一つの組合に掲示板の設置を認めている場合、他の組合に設置を認めないことは組合間差別になり、許されません。司法でも厳しく判断されており、最高裁の判例でも、組合規模や活動方針の違いによって組合間の差別をすることを禁じています。

このことから職場に愛教祖傘下の掲示板がある以上、知教労の掲示板を設置することは、管理職も断ることはできません。よい掲示板になるといいですね。



の工夫点にとどまらず、「おこらない、いばらない、あせらない、くさらない、まけない」「やりたいと思ったことはやる」といった前向きな生き方を語ってくださり、子ども達の心にしっかりと刻まれました。

二つめは、聴覚障がいのあるBさんとの出会いです。これは社会福祉協議会の事業の一環ですが、学習に合わせた時期に来ていただきました。手話通訳の方にも同行していただき、耳が聞こえない人とのコミュニケーションを図るのに、6つの方法(身ぶり、口話、空書、筆談、手話、指文字)があることを体験を通して学ぶことができました。それらを使ったり組み合わせたりして、とにかく伝えようとする気持ちが大切であることを知り、あわせて手話通訳のすばらしさにも直にふれることができました。そしてまたBさんが実ははつらつとされており、障がいにもめげずに前向きに生きる姿に、またも子ども達は感銘を受けました。

その後、音楽の教科書にある「グッデーグッバイ」の手話を覚えて学習発表会で発表しました。これにも出会いがあつて、私が住む地域で同じ役になった方がたまたま手話を勉強されており、ここでも思い切って教を請うてみたら、喜んでと言って教えてくださいました。気持ちがあるのなら、遠慮してはいけないのですね。

最後は再び国語にもどり、自分の課題を確認してまとめ、発表しました(スクールカウンセラーや学習支援の先生を招いて)。聞き手をひきつける発表の工夫など、国語での学習を生かしながら、一人一人が心を込めた発表をすることができました。それは、実際に障がいのある人と出会い、心を通わせられたことにより、「だれもがかかわり合えるように」するための方策が、心から大切なもの、必要なものとしてとらえられるようになったからだと考えます。(T)

